

令和3年8月6日

保護者各位

都留市福祉保健部 健康子育て課

新型コロナウイルス感染対策に関するお願いについて（緊急のお願い）

日ごろから、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在首都圏を中心に新型コロナウイルスの感染者が急増しておりますが、県内及び市内においても感染者の増加傾向が顕著な状況です。

保護者の皆様及び保育所等におかれましては、昨年12月4日に発出した通知（裏面参照）に基づく感染対策をお願いしているところですが、再度通知の内容をご確認いただくとともに、令和3年8月22日までの間は、次の事項に特にご留意ください。

なお、8月22日以降の感染拡大の状況により、期間を延長させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【保育園等での感染防止に関する事項】

・お子さん、ご家族等に発熱等の症状が認められる場合（新型コロナウイルス感染症以外の疾病である場合を含む）は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園させないでください。

【家庭内等での感染防止に関する事項】

- ・不要不急の外出は極力控えてください。
- ・やむを得ず会食などをする場合は少人数で行うなど、三つの密を避けてください。

都留市福祉保健部 健康子育て課 保育担当  
〒402-0051 山梨県都留市下谷 2516-1 いきいきプラザ都留内  
電話 0554-46-5113(代) 内線 101・102 FAX 0554-46-5119